（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項、第百八十九条第一項及び第百九十条において同じ。）に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

［２・３　略］

別紙様式

目次

［別紙様式第１号～第34号　略］

別紙様式第35号　削除

［別紙様式第36号～第47号の２　略］

別紙様式第35号　削除

別紙様式第37号

［(表)　略］

(裏)

地方公務員等共済組合法（抄）

（主務大臣の権限）

第144条の27　［略］

（主務大臣等）

第144条の29　［略］

第147条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第144条の27第２項又は第４項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　略

［備考　略］

別紙様式第38号

［(表)　略］

(裏)

地方公務員等共済組合法（抄） 第144条の28　［略］	他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定

（電子情報処理組織による申請等）

第百八十七条　法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第百八十九条第一項において同じ。）に申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

［２・３　同上］

別紙様式

目次

［別紙様式第１号～第34号　同上］

別紙様式第35号　事業報告書

［別紙様式第36号～第47号の２　同上］

別紙様式第35号

［様式　略］

別紙様式第37号

［(表)　同左］

(裏)

地方公務員等共済組合法（抄）

（主務大臣の権限）

第144条の27　［同左］

（主務大臣等）

第144条の29　［同左］

第147条　第144条の27第２項又は第４項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

［備考　同左］

別紙様式第38号

［(表)　同左］

(裏)

地方公務員等共済組合法（抄） 第144条の28　［同左］	他の従業者であつた者（以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。）から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者（指定